

鳥取県告示第 924 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）米子夜見町複合商業施設
米子市夜見町 2937-3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - （1）大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉正宏
東京都台東区上野 7 丁目 14-4
 - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社トイボックス 代表取締役 木口順一郎
鳥根県安来市恵乃島町 114-15
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史
兵庫県姫路市飾東町庄 266-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 19 年 8 月 16 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,342 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8 の書類に記載のとおり
イ 収容台数 110 台
 - （2）駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 8 の書類に記載のとおり
イ 収容台数 73 台（うち自動二輪車等用 8 台）
 - （3）荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8 の書類に記載のとおり
イ 面積 120 m²
 - （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8 の書類に記載のとおり
イ 容量 35m³
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日営業
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
 - （3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 3 か所
イ 位置 8 の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

7 届出年月日

平成 18 年 12 月 15 日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成 18 年 12 月 26 日から 4 月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。